

# 住民票の写し等各種証明書交付手数料の支払において キャッシュレス決済が利用できます

飯塚市では、市民課、税務課、各支所市民窓口課の窓口において、利便性の向上のため、証明書発行手数料などの支払いにキャッシュレス決済を開始しています。

※引き続き現金の支払いも可能です。

## キャッシュレス決済を利用できる窓口

市民課、税務課、穂波支所市民窓口課、筑穂支所市民窓口課、庄内支所市民窓口課、  
額田支所市民窓口課

## 対象となる手数料

住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、所得課税証明、納税証明、非課税証明、固定資産評価(公課)証明、臨時運行許可、身分証明書等の交付手数料

〔※マイナンバーカードの再交付手数料、電子証明書の再交付手数料などは現金のみの取り扱いとなります。〕  
〔※公共料金の支払いや税金などの納付にはキャッシュレス決済は利用できません〕

## 利用できる決済サービス

### クレジットカード

### 電子マネー

交通系IC

WAON

### QRコード

R Pay

銀行 Pay

## 注意事項

キャッシュレス決済完了後の返金について、現金での返金となる場合があります。

クレジットカードでの分割払いはできません。1回払いのみ対応しています。

現金払いとキャッシュレス決済、または、複数のキャッシュレス決済の併用はできません。

窓口では電子マネーのチャージや残高確認はできませんので、残高はあらかじめご確認ください。

ポイントでの支払いはできません。

一部、キャッシュレス決済が利用できない手数料があります。

●お問合せ 事業に関する問合せ：業務改善・DX推進課(☎1342)  
各窓口問合せ：市民課(☎1013・1014)・税務課(☎1057) 各支所市民窓口課